

第7節 生活保護

1 生活保護

(1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国3/4 市1/4

<目的・事業内容>

憲法第25条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

①生活保護の概要

保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）、その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

保護の種類と実施手続き

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、福祉事務所保護課で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果にもとづき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等に当たる。

生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等において厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。大牟田市は2級地-2で標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)の生活扶助基準は145,270円となる。(平成21年4月1日改正：対前年度比100.0%)

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達にもとづき行う。

②生活保護の動向

これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和39年度をピークとし、以後51年度までは減少（年度により横ばい、または微減）の傾向を示していたが、長引く経済不況の影響を受け、昭和52年度から微増の傾向に転じ、とくに昭和57年度から60年度にかけて急増した。その後、昭和61年度以降は減少傾向が続いた。しかし、平成9年3月に本市の基幹産業である三池炭鉱が閉山し、社会、経済情勢は一層厳しい状況となり、平成9年度中期から平成15年度までは増加傾向となり、平成16年度から現在まで微増傾向へと転じてきている。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和51年度28.3%、昭和61年度20.6%、平成13年度10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

平成 21 年度の世帯の状況

最近の経済不況を反映し平成 20 年度に比べて、開始世帯数・人員ともに大幅に増加している。

保護率は、人口千人に対し約 32.5 人で、県平均の 23.0 人、全国平均 13.8 人（H22.3 生活保護速報）と比較すれば高い率を示している。

世帯類型は、高齢者世帯 49.5%、傷病障害者世帯 24.1%、その他の世帯 22.5%、母子世帯 3.9% の順で構成されている。高齢者世帯 49.5% は、全国平均 43.8%（H22.3 生活保護速報）より高く、保護受給期間の長期化傾向を示している。保護開始理由のうち傷病によるものが 35.4% と高い率を占めており、これが傷病障害者世帯 24.1% の比率となっている。母子世帯 3.9% は全国平均の 7.7%（H22.3 生活保護速報）より低く、その他の世帯 22.5% は全国平均の 14.8%（H22.3 生活保護速報）と比べ高い率を示している。

働きながら保護を受けている稼働世帯は 10.4% となっている。就労の場が少ないことや、地場賃金が低いこと等の要因があることから、この傾向は今後も継続すると思われる。

<実 績>

生活保護の年度推移

○保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区 分		年 度				
		1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
相 談		1,361	1,204	940	991	1,474
再 掲	助言指導等	757	614	365	361	544
	申請書交付	321	329	330	370	498
	申請書受理	283	261	245	260	432
申 請		283	261	245	260	432
却 下		6	8	7	6	13
開 始	世帯数	266	244	227	249	387
	人員	444	374	354	381	616
廃 止	世帯数	211	253	217	232	226
	人員	279	362	307	326	292

○保護の世帯数人員の推移

※世帯数・人員は年度の月平均

区 分		年 度				
		1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
生活扶助	世帯数	2,319	2,363	2,369	2,390	2,465
	人員	3,337	3,527	3,491	3,478	3,580
住宅扶助	世帯数	2,090	2,121	2,123	2,146	2,211
	人員	2,951	3,071	3,029	3,021	3,111
教育扶助	世帯数	165	172	162	154	153
	人員	250	271	251	229	235
介護扶助	世帯数	377	391	402	418	428
	人員	388	404	411	421	438
医療扶助	世帯数	2,686	2,707	2,704	2,729	2,811
	人員	3,615	3,732	3,699	3,712	3,831
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	60	71	83	72	76
	人員	65	77	91	84	93
葬祭扶助	世帯数	8	9	7	7	7
	人員	8	9	7	7	7

計	世帯数	2,775	2,813	2,808	2,834	2,924
	人員	4,007	4,039	3,988	3,976	4,101
保護率	(%)	30.1	30.8	30.8	31.1	32.5

○保護費の推移

(単位 千円)

区分	年度	17	18	19	20	21
	生活扶助		1,967,870	1,957,829	1,930,176	1,924,921
住宅扶助		556,552	573,744	575,727	587,756	619,859
教育扶助		19,330	20,233	18,691	17,334	25,204
介護扶助		91,245	79,517	87,762	85,461	81,251
医療扶助		43,78,030	4,419,945	4,197,089	4,278,242	4,454,264
出産扶助		1,226	3,052	2,897	1,625	1,965
生業扶助		13,016	12,424	16,014	14,388	21,674
葬祭扶助		17,096	20,522	16,176	19,866	19,446
保護施設事務費		5,725	3,679	3,724	3,808	4,508
計		7,050,090	7,090,945	6,848,256	6,933,401	7,239,496

(2) 自立支援プログラムに基づく支援事業

根拠法令等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として、ケースワーカーが個々に行っていた自立のための支援を、自立支援プログラム事業として組織的に実施するもの。

就労支援事業としては、ハローワークとの連携で就労支援チームを結成し一般求職者以上の求職ができるよう支援する。所内では専門的就労支援相談員を配置し、これまでのケースワーカーによる就労指導では就労に結びつけることができなかつた被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識の向上支援を行なう。

また、就労による経済的自立だけでなく、将来的な生活保護からの自立も視野に入れ、保護受給者の心身の健康を回復維持し、自ら日常生活を管理する日常生活における自立や、地域社会の一員として社会的自立を支援することを目的に、平成20年度から開始した3事業についても引き続き取り組みを行なった。さらに、多重債務等で借金を抱える被保護世帯の生活を再建する対策として新たに多重債務者対策事業に取り組んだ。

①就労支援事業

・生活保護受給者等就労支援事業

平成17年9月から、所内の就労支援検討会議で選定した保護受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援を実施する。

・大牟田市被保護者就労支援事業

平成18年8月から、専門の支援相談員を配置し、就職情報の提供や就労活動に必要な助言や支援を行う。就労指導が必要な保護受給者を対象に、就労支援検討会議で選定し支援する。

②就労意欲喚起等支援事業

平成20年11月から、被保護者の中で大工や左官、塗装工など種々の技術や資格を持った人材や、自己資源を還元できる人材を集約し、動物園、障害者施設での作業等による就労体験を行う。就労体験をすることで、就労意欲を喚起したり、社会生活・日常生活の自立を支援していく。

また、平成21年10月からは介護施設を新たに追加し、専門職の指導を受けながら、認知症高齢者等の見守りや話し相手等による就労体験を行うことで、就労意欲を喚起し、社会的自立や就

労自立へのきっかけを作り、自立への支援を行なう。これに伴い、平成20年度の認知症高齢者等サポート事業については整理し、本事業へ統合した。

③精神障害等地域移行支援事業

平成20年10月から、専門の支援相談員を配置し、精神性の疾患等により医療機関に長期入院している者のうち、症状が安定している者に対し、受け入れ条件を整備し地域社会生活への移行を支援する。

④教育環境整備事業

平成20年12月から、地域交流拠点施設を活用し、専門の指導員やサポーターによる、高校進学のための就学支援と生活指導を実施し、進学率の向上及び人格形成とコミュニケーション能力を支援する。

高校に進学することで就職への条件を整え、生活保護の連鎖を断ち将来的な生活保護からの自立を視野にいれ実施するもの。

⑤多重債務者対策事業

多重債務者対策プログラム実施要領に基づき、多重債務等の借金問題を抱える被保護者の生活再建支援を目的とし、プログラム参加の意思確認のとれた被保護者と同行し、消費生活専門相談員との面談につなげる。

<実績>

○ ①就労開始者の推移

・生活保護受給者等就労支援事業

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
就労支援対象者 (人)	8	9	5	22	47
就労開始者 (人)	4	5	2	3	18

・大牟田市被保護者就労支援事業

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
就労支援対象者 (人)	-	37	57	28	28
就労開始者 (人)	-	13	22	14	7

○ ②③④⑤支援者数

事業名	プログラム名	年度	20	21
		区分		
②就労意欲喚起等支援事業	i 動物園就労体験	支援者数(人)	19	20
	ii 障がい者施設就労体験	支援者数(人)	5	6
	iii 介護施設就労体験	支援者数(人)	-	8
	iv 認知症高齢者等サポート就労体験	支援者数(人)	3	-
③精神障害等地域移行支援事業	i 精神障害等地域移行支援	支援者数(人)	5 (内：地域移行者数 2)	21 (内：地域移行者数 12)

④教育環境整備事業	i フレンドシップ学び場	支援者数(人)	7 (内：高校 進学者 6)	9 (内：高校 進学者 7)
⑤多重債務者対策事業	i 多重債務者対策支援	支援者数(人)	—	15 (内：支援 終了 6)

(3)住宅手当緊急特別措置事業

根拠法令等	住宅手当緊急特別措置事業実施要領	所 管 課	保護課
申請窓口	大牟田市社会福祉協議会(委託) (所管:保護課相談支援担当)	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

本事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、6月間を限度として住宅手当（家賃相当額）を支給すると共に、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行なうもの。

なお、本事業については、平成21年度から平成23年度までの期間限定の臨時的事業である。

<実績>

○ 住宅手当支給決定者の推移 (H21年度から開始)

	年度	21
区分		
支給決定者	(人)	8
支給額	(円)	773,400

